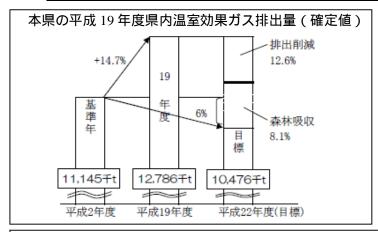
熊本県地球温暖化の防止に関する条例の概要等について

1 条例制定の必要性

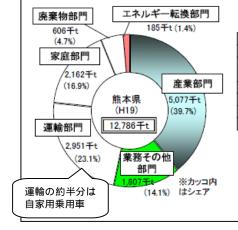
- (1)県の削減目標(平成22年度に基準年(平成2年)比6%削減)に対し、平成19年度 の県温室効果ガス総排出量は、基準年比で14.7%増加しており、平成22年度までに 森林吸収8.1%のほか、12.6%を排出削減する必要があります。
- (2) <u>中長期的な排出削減に向け、県としての基本的考え方や対策の方向性</u>を打ち出す必要があります。
- (3)温室効果ガスの排出削減の実効性をより一層上げるには、県民運動による普及啓発 に加え、家庭、運輸、事業活動部門等にわたる<u>すべての主体が具体的な排出削減に</u> 自主的かつ積極的に取り組むための新たな仕組みづくりが必要です。



本県の平成19年度部門別温室効果ガス排出量(確定値)

県の平成19年度温室効果ガス 総排出量(確定値)は、基準 年(平成2年)比で14.7%増 加しています。

これを部門別に見ると、産業 部門と業務その他部門を合計 した事業活動からの排出量が 全体の 53.8% を占めていま す。また、運輸部門について は、全体に占める割合が 1/4と高く、うち約半分は 自家用乗用車からの排出となっています。



部門別の基準年(H2)比 増減率	
部 門 ※	基準年比增減率
産業(工場等)	17.3%增
業務その他 (商業・サービス・事務所等)	13.3%增
運輸(自動車・船舶等)	9.2%增
家庭	25.8%増
廃棄物(焼却等)	24.4%減
エネルギー転換(発電所等)	6,350%増

※部門の区分は国に準拠

2 検討の経緯

- (1) 平成 21 年 3 月、県議会環境対策特別委員会から 大規模事業者等を対象とした温室 効果ガス削減計画書の策定と毎年度の実績報告・公表を求める<a href="mailto:light] 温暖化対策計画書制度等を内容とした条例の早期制定や経済界と連携した温暖化対策の推進についての提言がなされました。
- (2) 平成 21 年 3 月、県から県環境審議会に対し、条例骨子案(条例に盛り込むべき内容) について諮問を行い、同審議会内に設置した有識者 10 名で構成する「熊本県の地球 温暖化対策の推進に係る条例(仮称)検討委員会」により、同年 7 月、条例骨子案 が取りまとめられました。
- (3) 平成 21 年 7 月、温暖化対策計画書制度等の対象となる大規模事業者との意見交換会

を県内5会場にて開催しました。

- (4) 平成21年8月、県環境審議会において条例骨子案が了承され、同年9月、同審議会から県に対し、**条例骨子案の答申**がなされました。
- (5) 平成 21 年 10 月、中小規模事業者・市町村等への条例骨子案の説明会を県庁及び各地域振興局単位の計 11 会場で開催しました。
- (6) 平成 21 年 11 月~12 月、条例素案について**県政パプリック・コメント**を実施しました。
- (7) 平成22年3月、平成21年度熊本県2月定例県議会で可決されました。

3 条例の概要

《条例のポイント》

低炭素社会の実現に向けた中長期的な基本理念や対策の方向性の打ち出し 実効性ある排出削減のため、事業活動・エコ通勤・建築物の3つの計画書制度の創設 県経済発展や県民生活向上との両立から、太陽光発電設備等の導入促進や中小企業者 の温暖化対策の支援等を規定

第1章 総則(第1条~第9条)

【目的】(第1条)

この条例は、熊本県環境基本条例の本旨に従い、地球温暖化の防止に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって温室効果ガスの排出量が自然界の吸収量に相当する量以内に削減されると同時に生活の豊かさを実感できる社会(低炭素社会)の実現に寄与することを目的とする。

【定義】(第2条)

「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「温室効果ガス」等に関する定義

【基本理念】(第3条)

各主体が事業活動及び生活様式の見直しを行うなど自主的かつ積極的な地球温暖化 対策の推進

各主体が相互に連携及び協働した総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進 熊本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上との両立を図った地球温暖化対策の推進

県、事業者、県民、建築主等(建築主や建築物の所有者・管理者)の責務(第4条 ~ 第7条)

環境保全活動団体の役割(第8条)

旅行者の協力(第9条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の推進

第1節 県による地球温暖化対策(第10条・第11条)

【県、事業者及び県民の責務等】(第4条~第9条)

地球温暖化対策推進計画の策定(変更)及び公表(第10条)

地球温暖化対策推進計画の策定(変更)に当たっての国の計画等、他の計画との調和(同上)

地球温暖化対策推進計画の策定(変更)に当たっての県環境審議会及び関係地方公 共団体からの意見聴取(同上)

地球温暖化対策推進計画の毎年度の実施状況の公表(同上)

県の事務及び事業に関する温室効果ガス排出抑制の率先実施(第11条)

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策(第12条~第20条)

事業者による環境マネジメントシステムの導入及び推進(第12条)

事業所における冷暖房時の温室効果ガス排出抑制に資する温度及び服装への配慮等(第13条)

カーボン・オフセット等の温室効果ガスの排出抑制等に資する寄与的取組(第 14 条)事業活動における温室効果ガスの排出量の少ない電気機器等及び環境物品等の選択等(第 15 条)

環境への負荷の少ない催し等の開催(第16条)

一定規模以上の事業者の地球温暖化対策に係る計画書及び当該計画書に定めた措置 の実施状況報告書の提出並びに県によるその内容の公表(事業活動温暖化対策計画 書制度)(第17条~第19条)

提出した計画書の変更及び廃止(同上)(第17条)

事業者が計画書に定める削減目標を達成するための補完的手段(同上)(第20条)

第3節 日常生活等に係る地球温暖化対策(第21条~第25条)

住宅における冷暖房時の温室効果ガス排出抑制に資する温度(第21条)

環境への負荷を低減する消費行動(第22条)

日常生活における温室効果ガスの排出量の少ない電気機器等及び環境物品等の選択 等(同上)

事業者による温室効果ガスの排出量が少ない電気機器等の提供及び開発(第23条)物品等に係る温室効果ガスの排出量の表示(いわゆるカーボン・フットプリント)(第24条)電気機器販売店等での電気機器等の省エネルギー性能の表示及び説明(第25条)

第4節 交通及び自動車に係る地球温暖化対策(第26条~第31条)

公共交通機関の利用、自転車の使用、徒歩による移動への転換(第26条)

事業者による従業員の通勤等に伴う温室効果ガス排出抑制のための措置(同上)

アイドリングストップなどのエコドライブ(第27条)

温室効果ガスの排出量が少ない自動車の購入及び提供(同上)

自動車販売業者による自動車の環境情報の表示及び説明(同上)

物流に係る温室効果ガス排出抑制のための措置(同上)

電気自動車等の普及促進(第28条)

一定規模以上の事業者の従業員の通勤に係る温室効果ガス排出抑制の計画書及び当該計画書に定めた措置の実施状況報告書の提出並びに県によるその内容の公表(エコ通勤環境配慮計画書制度)(第29条~第31条)

提出した計画書の変更及び廃止(第29条)

第5節 建築物に係る地球温暖化対策(第32条~第36条)

一定規模以上の建築物を新築、増改築、修繕、模様替又は改修しようとする建築主の建築物の環境配慮に係る計画書(変更計画書を含む。)の提出及び工事完了の届出書の提出並びに県によるその内容の公表(建築物環境配慮制度)(第32条・第33条、第35条)既存の建築物に関する環境性能の届出書の提出及び県によるその内容の公表(同上)(第34条、第35条)

建築物の環境配慮に係る計画書等を提出した建築物の販売業者又は賃貸業者による 建築物の環境性能についての情報の提供(第36条)

第6節 農林水産業に係る地球温暖化対策(第37条~第39条)

農林水産業における環境に配慮した生産活動(第37条)

地産地消(第38条)

森林整備及び保全、森林資源の利用、地域における森林整備及び保全に関する活動への参加等(第39条)

第7節 緑化等による地球温暖化対策(第40条)

事業者や県民による建築物及び敷地の緑化

都市緑化の推進及び緑地の保全等

第8節 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策(第41条・第42条)

日常生活や事業活動における再生可能エネルギーの優先的利用(第 41 条) 事業者、県民等による太陽光発電設備等の積極的導入(第 42 条)

太陽光発電設備等に関する研究開発及び成果の普及(同上)

第9節 廃棄物の発生の抑制等による地球温暖化対策(第43条)

廃棄物の発生の抑制、再生使用及び再利用その他の資源の有効利用 廃棄物の処理に当たっての温室効果ガスの排出抑制

第10節 地球温暖化の防止に関する教育及び学習等(第44条)

地球温暖化の防止に関する教育

地球温暖化の防止に関する学習の機会の充実

地球温暖化の防止に関して専門的な知識又は経験を有する人材の育成

第3章 県による情報の提供等(第45条~第52条)

事業者、県民等への地球温暖化防止に関する情報の提供、これらの者が行う地球温暖化対策への支援その他の必要な措置(第45条)

効果的な地球温暖化に関する調査及び分析(第46条)

地球温暖化防止に寄与する技術の研究開発の推進並びに産業の育成及び振興(同上) 県内中小企業者への地球温暖化対策に関する情報の提供及び支援(同上)

地球温暖化対策の推進に関し特に優れた取組を行った事業者、県民等の顕彰(第 47 条) 地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対 策地域協議会等の連携及び協働による地球温暖化対策(第 48 条)

事業者、県民、建築主等、環境保全活動団体の地球温暖化対策への必要な指導及び助言(第49条)

計画書等を提出した者への報告又は資料の提出要求(第50条)

提出を求めた計画書等を正当な理由なく提出しない者又は虚偽の記載をして提出した者(任意で計画書等を提出した者を除く。)への勧告及びその勧告に正当な理由なく従わない者のその旨の公表(あらかじめ意見を述べる機会の付与及び熊本県環境審議会からの意見の聴取が前提)(第51条、第52条)

第4章 雑則(第53条・第54条)

県内市町村の条例の規定により、本条例の目的の全部又は一部を達成できる場合の本条例の相当規定の適用除外(第53条)

規則への委任(第54条)

附則

施行期日(平成22年4月1日から施行。ただし、建築物環境配慮計画書の提出等に係る規定は平成22年10月1日から、勧告・公表に関する規定は、平成23年4月1日から施行。)(附則第1項)

条例の地球温暖化防止に寄与する技術革新の進展、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案した5年後の条例規定の検討及びその検討結果に基づく必要な措置(附則第2項)

地球温暖化対策推進計画に関する経過措置(附則第3項)

建築物環境配慮計画書の適用に関する経過措置(附則第4項)

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正(附則第5項)

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正(附則第6項)

3つの計画書制度の概要

[制度の趣旨]

事業者による"計画的な排出削減対策の実施"を促進 公表による社会的な評価を通じて、事業者による排出削減の促進 対象事業者の取組状況等の公表により、一般県民や中小事業者の行動を啓発

事業活動温暖化対策計画書制度

・『県内に設置している全ての事業所における<u>年間エネルギー使用量の合計が 1,500 キロリットル以上(原油換算)</u>である事業者』等に対して、事業活動温暖化対策計画書及び同実施状況報告書の提出を<u>求める(上記の規模未満の事業者</u>も事業活動温暖化対策計画書の提出等を行うことができる。)

(参考) エネルギー年間使用量が年間 1,500 キロリットル以上となる事業者の目安 小売店舗約 3 万㎡以上、オフィス・事務所約 600 万 kWh/年以上、コンビニエンス ストア 30~40 店舗以上、ファーストフード店 25 店舗以上、ファミリーレストラン 15 店舗

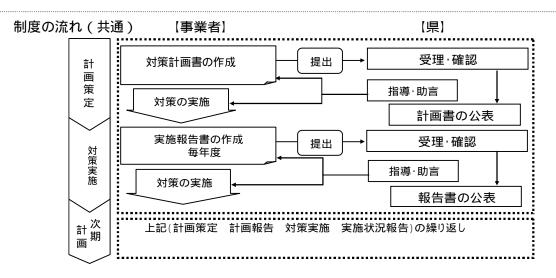
・ 提出された<u>計画書等は</u>県ホームページ等で<u>公表</u>するとともに、<u>毎年度の取組実績を評価</u> し、結果を公表、計画全体の実績を知事表彰

エコ通勤環境配慮計画書制度

- ・『県内において<u>従業員500人以上の事業所</u>を有する事業者』に対して、エコ通勤環境配 慮計画書及び同実施状況報告書の提出を<u>求める(従業員数が500人未満の事業所</u>もエコ 通勤環境配慮計画書等の提出を行うことが<u>できる。</u>)
- ・ 提出された<u>計画書等は</u>県ホームページ等で<u>公表</u>するとともに、<u>毎年度の取組実績を評価</u> し、結果を公表、計画全体の実績を知事表彰

建築物環境配慮制度

- ・『床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物の新築、増改築又は改修をしようとする建築主等』に対して、環境への配慮に関する措置に係る性能の評価結果などを記載した建築物環境配慮計画書の提出及び工事完了の届出を求める(床面積の合計が 2,000 ㎡未満の建築物(戸建住宅及び長屋を除く。)の新築、増改築又は改修や既存建築物においても、建築物環境配慮計画書等の提出を行うことができる。)
- ・ 提出された計画書等は県ホームページ等で公表、優秀な取組事例を知事表彰



計画書や報告書の未提出者・虚偽報告: 罰則は設けず、<u>是正勧告と公表</u>を規定(制度内容の習熟期間として平成 23 年 4 月 1 日から施行。)